



2021年5月13日

各 位

会社名 株式会社 栗本鐵工所
代表者名 代表取締役社長 菊本 一高
(コード番号 5602 東証第一部)
問合せ先 総合企画室長 大野 博史
(TEL 06-6538-7719)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会におきまして、「定款一部変更の件」を2021年6月25日開催予定の第125回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記の通りお知らせいたします。

記

1. 定款変更の理由

不測の事態により、株主総会を開催することが困難であると合理的に判断される場合においても、剰余金の配当を実施することを可能とするため、取締役会決議による剰余金の配当等が可能となるよう、変更案のとおり第43条(剰余金の配当等の決定機関)および第44条(剰余金の配当の基準日)を新設すると共に、内容が重複する現行定款第7条(自己の株式の取得)および第44条(剰余金の配当等)を削除し、その他所要の変更を行うものであります。

なお、この定款変更の効力発生後も、株主総会で剰余金の配当等を決議することができることに変わりはありません。

2. 変更の内容

変更の内容は以下のとおりです。

(下線部分は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第6条 (条文省略)	第1条～第6条 (現行通り)
<u>(自己の株式の取得)</u> 第7条 <u>当社は、会社法第165条2項の規定により、取締役会の決議によって同条第1項に定める市場取引等により自己の株式を取得することができる。</u>	(削除)
第8条～第43条 (条文省略)	第7条～第42条 (現行通り)

現行定款	変更案
<p>(剰余金の配当等)</p> <p>第 44 条 剰余金の配当は毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に行う。</p> <p>2. 当社は取締役会の決議により、毎年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載又は記録された株主又は登録株式質権者に対し中間配当（会社法第 454 条 5 項の規定による金銭の分配をいう。以下同じ）をすることができる。</p>	<p>(削除)</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当等の決定機関)</p> <p>第 43 条 当社は、剰余金の配当等会社法第 459 条第 1 項各号に定める事項については、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって定めることができる。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(剰余金の配当の基準日)</p> <p>第 44 条 当社の期末配当の基準日は、毎年 3 月 31 日とする。</p> <p>2. 当社の中間配当の基準日は、毎年 9 月 30 日とする。</p> <p>3. 前 2 項のほか、基準日を定めて剰余金の配当をすることができる。</p>
<p>(剰余金の除斥期間)</p> <p>第 45 条 剰余金の配当及び中間配当は、その支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは当社は支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払の剰余金の配当及び中間配当には利息を付けない。</p>	<p>剰余金の除斥期間)</p> <p>第 45 条 剰余金の配当は、その支払提供の日から満 3 年を経過しても受領されないときは当社は支払の義務を免れるものとする。</p> <p>2. 未払の剰余金の配当には利息を付けない。</p>
<p>(新株予約権付社債の転換時期)</p> <p>第 46 条 新株予約権付社債の転換により発行された株式の剰余金の配当及び中間配当は、転換の請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p>	<p>(新株予約権付社債の転換時期)</p> <p>第 46 条 新株予約権付社債の転換により発行された株式の剰余金の配当は、転換の請求が 4 月 1 日から 9 月 30 日までになされたときは 4 月 1 日に、10 月 1 日から翌年 3 月 31 日までになされたときは 10 月 1 日に、それぞれ転換があったものとみなしてこれを支払う。</p>

3. 日程

- ・定款変更のための株主総会開催期日 2021年6月25日
- ・定款変更の効力発生日 2021年6月25日

以上